

～ 静岡てんかん・神経医療センターへ寄附をされた法人の方へ ～
寄附金控除についてのお知らせ

◎ 寄附金控除とは

納税者が特定寄附金（国や地方公共団体、特定公益増進法人などに対する寄附金をいいます。）を支出した場合に、寄附者は一定の条件の下で税制上の優遇措置を受けることが可能となります。これを寄附金控除といいます。

独立行政法人国立病院機構は、法人税法の定める「公益の増進に著しく寄与する法人」に該当します。

◎ 寄附金控除の内容（法人税）

法人税における損金算入

特定公益増進法人に対する寄附金を支出した日を含む事業年度の確定申告において、一般の寄附金とは別枠で、次のいずれか少ない金額を損金に算入することが可能となります。

- (1) 特定公益増進法人に対する寄附金の合計額
- (2) 特別損金算入限度額

$$\text{損金算入可能限度額} = \left\{ \begin{array}{l} \text{資本金等の額} \times (\text{当期の月数} / 12) \times 3.75 / 1000 \\ + \text{所得の金額} \times 6.25 / 100 \end{array} \right\} \times 1/2$$

(注) 特定公益増進法人に対する寄附金のうち損金に算入されなかった金額は、一般寄附金とあわせて

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{資本金等の額} \times (\text{当期の月数} / 12) \times 2.5 / 1000 \\ + \text{所得金額} \times 2.5 / 100 \end{array} \right\} \times 1/4$$

を限度として損金算入されます。

< 関係法令 >

法人税法第 37 条

法人税法施行令第 77 条

寄附金の損金不算入

公益の増進に著しく寄与する法人の範囲

< お問い合わせ先 >

法人税、確定申告

寄附受領書

: 最寄りの税務署

: 静岡てんかん・神経医療センター
企画課業務班長

054 - 245 - 5446